大浪藤一郎　金森　三郎　可児　卓也
桑本　光雄　菅野　勉　田村　卓省
中尾　照代　本柳　勝　渡邊　芳榮
従六位に叙する（各通）
川崎　徳一　後藤　和夫　佐藤　好一
重松　富之　渡辺　猛
正七位に叙する（各通）
野口　友一　森　馨
従七位に叙する（各通）（以上十月十四日）
（和歌山大学名誉教授）　角山　榮
正四位に叙する
（京都府議会議員）
大野　征次
従五位に叙する
阿部　宏一　落合　誠司
西塚　一二　春本　廣次
山本　忠典
正八位
吉田　一雄
正六位に叙する（各通）
大森　直樹　尾上　正男
口井　官　齊藤　寅吉
高桑　盛述　濱田　孝夫
森　勤
従六位に叙する（各通）
明瀬　正則　笹三　浩
正七位に叙する（各通）（以上十月十五日）
熊澤　二郎
従四位に叙する
小濱　健作
正六位に叙する
小賀野由夫　高山　武久
従六位に叙する（各通）
神長　七郎　笹原　永雄
正七位に叙する（各通）
俵　雅文
従七位に叙する（以上十月十六日）
木本　實
中村　一幸
従六位に叙する（各通）
（千葉県警部補）
金澤　直行
北川　詮男
冨田　重教
西窪　緑
正六位に叙する（十月十九日）
田中喜右ヒ門

○叙勲
河村　昭三
旭日単光章を授ける（十月十三日）
可児　卓也
旭日双光章を授ける
石井　忠　岸三　義晴　栗島　由正
室井　清人　吉田　千昭
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十四日）
（京都府議会議員）　大野　征次
旭日小綬章を授ける（各通）　濱田　孝夫
旭日単光章を授ける（以上十月十五日）　比嘉　義雄
石三　高　栗本　一郎　佐藤　英男
瀬畑　次夫　殿川　武男　橋倉　脩
平岩　佑治
瑞宝双光章を授ける（各通）
山崎　忠雄
瑞宝単光章を授ける（以上十月十三日）
桑原　哲也
瑞宝中綬章を授ける
糸永　優一　小野寺吉男
荒井　裕　菅野　勉　成田　冨平
後藤　和夫　渡邊　芳榮
渡辺　猛
瑞宝双光章を授ける（各通）　大橋　清吾
岩田喜代壽　野口　友一　森　馨
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十四日）
近藤　覚　齊藤　寅吉　笹川　浩
篠原　潔　高桑　盛述　春本　廣次
福井　康夫　南舘　利博　山本　忠典
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月十五日）
笹原　永雄　高山　武久
瑞宝単光章を授ける（各通）（十月十六日）
（警視庁警部）　冨田　重教
瑞宝単光章を授ける（十月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月十八日オマーン国の国祭日につき、同月十七日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月十八日ラトビア国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係労働者を代表する者遠藤婧幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年11月19日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年12月１日

4　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月19日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間787円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月19日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間721円」を「１時間735円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月19日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間714円」を「１時間727円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。